

令和8年2月3日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市国民健康保険事業の運営に関する協議会
会 長 村 田 隆 史



令和8年度京田辺市国民健康保険税について（答申）

令和7年7月31日付け京国第153号をもって、諮問のあった標記のことについて、下記のとおり答申します。

記

（答申）

国保都道府県単位化のなかで、京田辺市国民健康保険が安定的な制度運営を継続するうえでは、京都府への納付金に見合った税収の確保は必要不可欠となります。

令和8年度において、子ども・子育て支援納付金の納付開始にあたり、現行税率より20%程度の引き上げが必要となるなか、急激な保険税の上昇は被保険者に対して大きな負担となることから、国保基金を活用し、保険税率を3%程度の見直しとすることは適切だと考えます。

今後、令和9年度についても同程度の税率見直しを想定されていますが、国保基金の活用だけでなく、国交付金等の財源確保に努められ、被保険者の負担能力に寄り添った見直しとなるよう求めます。